

令和3年石巻市議会第3回定例会提出議案について

<市長コメント>

第3回定例会提出議案の主な内容について御説明いたします。

初めに、令和2年度決算についてであります。認定第1号「令和2年度一般会計・各種特別会計」の決算について、概要を申し上げます。

令和2年度の一般会計及び各種特別会計の決算収支は、
歳入総額2,907億6,889万8千円、
歳出総額2,148億2,148万6千円、
歳入歳出差引額は、759億4,741万2千円であり、
実質収支額は、63億1,186万6千円となっております。

令和2年度は、復興期間10年間の総仕上げの1年として、残された復旧・復興事業を着実に推進させることに重点を置き、震災復興基本計画に基づく事業を最優先に、可能な限りの財源と人材を復興事業に重点的に配分した結果、「複合文化施設マルホンまきあーとテラス」、「上釜南部地区、湊北地区土地区画整理事業」、「新内海橋」のほか、「雄勝総合支所・雄勝公民館複合施設」の完成など、市内全域の復興事業が着実に進展したところであります。

今後も、復興事業の完了に向け職員一丸となって邁進し、新型コロナウイルス感染症対策と併せ、地域経済の回復に努めるとともに、復興期間終了後の厳しい財政状況を見据え、健全で持続可能な財政運営を図ってまいります。

次に、認定第2号「病院事業会計」の決算について、御説明いたします。

石巻市立病院については、整形外科、眼科、皮膚科などの外来の延患者数が前年度実績を上回り、外来収益の増加となりましたが、入院収益については、患者数などが減少し、前年度を下回る結果となり、医業収支は依然として厳しい状況となっております。

一方、牡鹿病院については、牡鹿地区の人口減少がある中、外来患者数に増加が見られました。決算上、外来収益は減少する結果となりましたが、牡鹿地区の地域医療の拠点として、住民の安心に貢献してきたところでございます。

今後、石巻市立病院及び牡鹿病院ともに、安全で質の高い医療を提供し、市民が安心して暮らせる住みよい地域社会を実現するために、地域に貢献する公立病院としての責務を果たしてまいります。

次に、認定第3号「下水道事業会計」の決算について、御説明いたします。

下水道事業は、地方公営企業法の適用後、初年度の決算となりますが、今年度の実績としては、汚水の管渠整備等に伴い、下水道普及率が上昇したほか、復興事業において整備している雨水排水ポンプ場の「井内第一排水ポンプ場」が完成しております。

今後は、人口減少等による使用料収入の影響や施設の老朽化による維持管理経費の増加が懸念されますが、収益の改善や効率的な施設の維持管理に努め、安全・安心な市民生活に不可欠な下水道事業の運営に取り組んでまいります。

次に、専決補正予算につきまして、御説明申し上げます。

今回の専決補正予算は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う宮城県からの営業時間短縮要請を受け、全面的に協力した飲食店に対する「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の給付に要する経費について、所要額を措置したものでございます。

次に、条例議案の主な項目についてであります、「石巻市企業立地等促進条例」について、御説明いたします。

本条例は、被災市街地復興土地区画整理事業で整備した産業ゾーン等への企業立地を促進するため、助成対象となる指定企業の要件等、既存の制度を見直し、新たな助成制度を創設するため「石巻市企業立地等促進条例」の全部を改正し、新たに本条例を制定するものです。

次に「石巻市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明いたします。

子育て世代の経済的負担の軽減を図るとともに、少子高齢化や震災後の人口流出対策の一環として、医療費の助成対象年齢を18歳まで拡大して、若い世代の定住を促進し、より子育てしやすい環境を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

その他、条例議案といたしまして、「石巻市市税条例の一部を改正する条例」、「石巻市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」など計10件でございます。

次に、9月補正予算の主な項目につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、令和２年度決算に係る各種事業等の精算に要する経費のほか、新型コロナウイルス感染症対策、学校施設や通学路の安全対策及び各施設の災害復旧に要する経費などの所要額を措置したものでございます。

その他、条例外議案としまして、令和２年度までを計画期間とした「第１次石巻市総合計画」、「石巻市震災復興基本計画」の期間満了に合わせ、少子高齢化などによる社会情勢の変化、震災後の住環境やライフスタイルの変化に伴い、多様化する市民ニーズ、硬直化する財政状況、地方創生事業等に対応し、将来にわたり持続可能な市政運営を行うため、「第２次総合計画基本構想及び基本計画」を策定するほか、「新市まちづくり計画の変更」、「財産の取得」、「工事請負の契約締結」、「訴えの提起」など計２３件でございます。

以上が、第３回定例会に提案いたします主な内容であります。